

歯界展望

DENTAL OUTLOOK

10

VOL.118 NO.4
OCTOBER 2011



特集

インプラントと天然歯を連結した補綴計画を考える

平 曜輔・澤瀬 隆・森永 太

臨床

力に配慮したインプラント補綴とは何か

牧 宏佳

医療法人の社員・役員とは？

・・・ 医療法人の社員・役員の役割と責任

大学の同期生から「医療法人を立ち上げるので、その法人の社員と役員になってほしい」との依頼がありました。

そもそも医療法人の社員、役員とは、どのようなことを行うのでしょうか。また、社員や役員になった場合、どのような責任があるのでしょうか。

社団である医療法人の基本的事項を決定する機関が社員総会で、社員は社員総会の構成メンバーということになります。医療法人の役員は理事と監事で、理事は医療法人の業務を執行し、監事は理事の業務執行の監査を行います。法的には、社員は出資した額を限度として責任を負い、役員は適正にその職務を行う責任を負います。

いずれにしても、名義だけの社員、役員というのは問題がありますので、その就任に際しては慎重に対応する必要があります。

で、原則として、そのうち歯科医師である者1人が理事長として医療法人を代表します。理事会は、理事3人以上で構成される機関で、社員総会において決議された法人の意思決定を基に具体的な業務執行の決定を行います。

③ 監事

監事は、理事の業務執行や医療法人の財務状況を監査する者で、一般的には1人いれば足りります。

(3) 監督

医療法人は、都道府県からその運営等についての監督を受けることとなります。都道府県は、医療法人に対し必要に応じて以下の措置をとることができます。

- ①報告要求
- ②立入検査
- ③改善命令
- ④業務停止
- ⑤役員解任勧告
- ⑥設立認可の取消し

2. 社員の責任

社員は、法的には出資した範囲での責任を負うとされています。ただし、社員の出資は必須ではありませんから、必ずしも経済的負担があるとはいえません。

また、社員の地位については、株式

歯科医院の医療法人は、「社団」「1人歯科医師」「1箇所診療所」である場合がほとんどですので、本稿では、それを念頭に解説します。

1. 医療法人の仕組み

(1) 設立

医療法人とは、その社員になるうとする者が都道府県の認可を得て設立する、医療の提供を主目的とした法人です。設立後は、医療法人が歯科診療のほか、権利義務の主体となります。

(2) 機関・役員

医療法人の役員・機関としては、社員・社員総会、理事・理事会、監事があります。

① 社員・社員総会

社員総会は、医療法人の構成員である社員により組織される会議体です。社員は法人運営の重要事項について社員総会で議決権を行使し、医療法人の意思が決定されることとなります。

② 理事・理事会

理事は医療法人の業務を執行する者

図1 記載例：理事の就任承諾書

平成〇年9月1日

医療法人社団 佐藤歯科医院
設立代表者 佐藤 一郎 殿

理事 田中 二郎 印

役員就任承諾書

私は、医療法人社団 佐藤歯科医院設立の上は、頭書の職名のとおり役員に就任することを承諾します。

会社の株主と異なり相続することはありません。

一方で、医療法人は健全、適正な歯科医療を担うという公的使命を負っていますから、医療法人の重要な意思決定を行う社員の責任は重いといえます。

また、社員総会に出席しないといったように社員の義務を果たさない場合や、医療法人の品位を傷つけるような行為を行った場合には、除名されることもあります。

3. 理事の責任

医療法人と理事は、委任の関係にあります。医療法人の業務執行の適任者である個人を医療法人が理事として選任し、選ばれた者が就任を承諾してはじめて理事に就任することになります(図1)。

理事の任期は2年ですが、再任することも可能です。

また、理事の地位については相続することはありませんが、損害賠償責任債務については相続人が引き継ぐこととなります。

ちなみに、理事に対する報酬は必須ではありませんので、無報酬でも差し支えないのですが、仮に無報酬だからといって責任を追求されないということにはなりません。

理事は、委任の規定に従い、医療法

図2 記載例：登記事項証明書

現在事項全部証明書

東京都新宿区西新宿〇丁目△番□号
医療法人社団佐藤歯科医院
会社法人等番号 〇111-05-111〇11

名称	医療法人社団佐藤歯科医院
主たる事務所	東京都新宿区西新宿〇丁目△番□号
法人成立の年月日	平成〇年12月1日
目的等	目的及び事業 本社は、診療所を営み、科学的でかつ適正な医療を普及することを目的とする。 本社の開設する診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 医療法人社団佐藤歯科医院、東京都新宿区西新宿〇丁目△番□号
役員に関する事項	東京都新宿区中落合〇丁目△番□号 理事長 佐藤 一郎
資産の総額	金800万円
登記記録に関する事項	設立 平成〇年12月1日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成〇年1月10日
東京法務局新宿出張所
登記官 法 務 太 郎 印

整理番号 ア〇22222
※下線のあるものは抹消事項であることを示す。

人に対して善良なる管理者としての注意義務や忠実義務を負います。したがって、理事としての適法・適正な業務を執行しなかったときには医療法人から責任を、医療法人が第三者に損害を与えたようなときにはその第三者から責任を追究されることもあります。また、医療法人の理事長の業務執行についての監督を怠ったようなときにも責任を負うこととなります。さらに、理事としての職務(登記申請や定款変更の届出等)を怠った場合には、20万円以下の過料に処せられることもあります。

医療法人の登記事項としては理事長のみであり(図2)、理事は登記されませんが、都道府県に対しては理事についても届出が必要です。

4. 監事の責任

医療法人と監事は、理事と同様に委任の関係にあります。任期、地位、報酬の考え方については理事と同様ですが、監事は業務監査を行いますので、医療法人の理事や職員と兼務することはできませんし、顧問税理士等が就任することも適当でないといわれています。

監事の基本的な義務は理事と同様であり、適正に業務を行わないときは責任を追究されることがあります。また、職務を怠った場合には、過料の対象となることも理事と同様です。

監事も登記はされませんが、都道府県には理事と同様に届出が必要です。また、監事の作成した監事報告書は開示の対象となっています。